

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02958

研究課題名(和文) 両大戦間期東欧の多民族性と非領域的文化自治 バルト三国を事例として

研究課題名(英文) National diversity and non-territorial cultural autonomy in Interwar Eastern Europe: The case of the Baltic states

研究代表者

小森 宏美 (Komori, Hiromi)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：50353454

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、両大戦間期のバルト三国で実現した非領域的(民族的)文化自治を事例として、東欧諸国の民族政策が歴史的文脈の中で構築され、またその評価も歴史的文脈の中でなされていることを明らかにした。これは、東欧諸国のナショナリズムに対する本質主義的理解を批判的に再検討したものである。こうした研究を通じて、ナショナリズムや民族政策に関するリベラル/非リベラルを分ける境界線の精緻な捉えなおしが必要であることが主張された。

研究成果の概要(英文)：The aim of this project is to explore the non-territorial cultural autonomy in the Interwar Baltic states and to show the national policies in the Eastern Europe has been constructed in the historical context and likewise the evaluation on them has been also made in the historical context. In this way the essentialism over nationalism in Eastern Europe was critically reconsidered.

By this research project it is claimed that the boundary between liberal and illiberal policies with regards to nations should be recomprehended.

研究分野：ロシア・東欧史

キーワード：バルト三国 両大戦間期 民族問題 少数民族 文化自治 バルト・ドイツ人

1. 研究開始当初の背景

(1) 非領域的文化自治の歴史的背景

国民国家内における民族的多様性の扱いは、第一次世界大戦後、ヨーロッパ諸帝国の解体に伴い、東欧に多くの「多民族」国家が成立したことにより、喫緊の課題となった。住民交換や国境変更にもかかわらず各国内に少数者としてとどまることになった諸民族（なかんずくドイツ人とユダヤ人）の要求に対処する必要が生じたからである。

本研究で扱った非領域的（民族的）文化自治は、国家内多数派から認められ付与される権利ではあるものの、少数派自身が教育等の限定的な分野で自治を行うという点で、両大戦間期の時点では、少数の事例しか見られないものであった。その少数の事例に含まれるのが、エストニア、ラトヴィア、リトアニアの三国である。

(2) 同自治に対する関心の高まり

こうした少数事例としてのバルト三国の民族的文化自治制度は、冷戦終焉後の民族問題の再燃と、民族問題に対するリベラルな対応が求められたヨーロッパの政治状況を受けて、政治学や歴史学の分野で関心を呼ぶようになった。

この点において見過ごすべきでないのは、東欧諸国の民族政策に対するリベラル／非リベラルという評価の見直しの必要性である。一般に、東欧諸国の民族主義は、エスニック・ナショナリズムに分類され、その非リベラル的性格が指摘されてきた。しかしながら、そこには本質主義的の陥穽があると言わざるを得ない。

2. 研究の目的

上記の背景を踏まえ、本研究は、東欧諸国の民族政策が歴史的な文脈の中で構築され、またその評価も歴史的な文脈の中でなされていることを明らかにすることで、民族主義や民族政策に関するリベラル／非リベラルを分ける境界線の捉えなおしを検討するものである。

とくに、バルト三国の中でもエストニアでは、1930年代半ばに権威主義体制が成立した後も文化自治制度は維持され、ユダヤ人の権利も保障されていた。とはいえ、これをもって、先行研究などで指摘されるように、エストニアでウィル・キムリッカのリベラル・ナショナリズム論にも匹敵するような文化自治が実現していたと評することができるだろうか。

制度の中に理念が実現されていると見なすこともできるが、一方、政策決定者の意図と実態・帰結のずれに着目することで、両大戦間期という特定の時代の民族観および国家観を明らかにすることも可能であろう。本研究では、民族的文化自治の歴史的理解を深めることを通じて、両大戦間期に対する新たな分析視角を見つけ出すことも試みた。

3. 研究の方法

本研究では、両大戦間期に文化自治を実際に制度化し、運用したバルト三国の事例を、史資料分析や計量分析等の手法を用いて、検証し、その実態を多角的に明らかにする。史資料分析にあたっては、文化自治の実現を主導した人物が、同時に保守的な思想の持主であったことに着目し、その思想的背景や政治的実践の検証を念頭におく。

本研究内で明らかにすべき研究課題としては、次の5つを設定した。文化自治実現の人的要因（民族的多数派、少数派それぞれの指導的人物の思想や実践）、同実現の共時的・通時的要因（歴史的位置づけ）、同実現の政治的要因（国内の政党間関係と三国を取り巻く国際関係）、同実現の社会・経済的構造要因、地域内／間比較の理論化の可能性。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

本研究の成果の概要を、上記3.で示した研究課題に即して整理する。

文化自治実現の人的要因

人的要因として着目すべきは、制度化の時点ではなく、1930年代にナショナリズムが過激化し、極右運動（エストニアでは、極右運動自体は政治の舞台から排除されたが、運動が掲げていた民族的理念は、主として知識人らによって組織された民族主義者クラブによって内容的に引き継がれた）が台頭した後の状況である。エストニアとリトアニアでは、一部の主導的立場にあった政治家（とくに、前者ではコンスタンティン・パッツ、後者ではアンタナス・スメトナ）は、反ドイツ主義や反ユダヤ主義的感情を政治的に利用することをせず、むしろ、多数派である自民族の民族意識の醸成と強化に力を注いだ。すなわち、この時期の民族主義的指導者の中には、他者の指図によってではなく、自民族内の自己改革による民族アイデンティティの強化を重視する者が存在したことが指摘できる。

他方、ラトヴィアでは、権威主義的指導者となったカールリス・ウルマニスは、反ドイツ主義を利用し、それを抑制することはなかった。こうした三国間での違いの原因を探るうえで、少数派民族についての検討が有効である。

エストニアとラトヴィアの少数派を比較した場合、政治勢力としてみると、前者ではドイツ人もロシア人も、またユダヤ人も、民族政党としてまとまり国会に議席を確保するほどの勢力にはならなかった。他方、ラトヴィアでは、ドイツ人政党が一定の勢力を誇った。これには人口構成における民族比率が影響を及ぼしている。また、政治エリートである個人に着目しても違いがあることがわかる。エストニアのバルト・ドイツ人を代表

する人物であるエヴァルド・アンメンデ (1892 - 1936) もラトヴィアの同じくバルト・ドイツ人の代表的人物であるパウル・シーマン (1876 - 1944) も、ともに国内少数派の権利確保に尽力し、ヨーロッパ少数民族会議というトランスナショナルな民族保護活動において主導的役割を果たしたが、アンメンデがナチ党と排外的ナショナリズムにより迎合的であったのに対し、シーマンは「新たなナショナリズムの波」(彼の演説のタイトル)に警告を発したという点に違いがある。とはいえこのことは、アンメンデがナチであったことを意味するわけではない。Martyn Housden が指摘するように、アンメンデはナチスというよりは「伝統主義者」であった。シーマンについては、次のことを指摘しておきたい。すなわち、シーマンは、多くのバルト・ドイツ人がヒトラーの呼びかけに応じて「故郷」を去るなか、最後までラトヴィアにとどまり、かつユダヤ人少女をかくまってその命を救ったのである。

ここで重要なのは、この二人の人物が 19 世紀的な精神の下で人格を形成した後に、20 世紀という新しい時代を迎えたことである。彼らはともに、民族と国家の結びつきを絶対的なものととらえることはなかった。むしろ、国家から民族的な性格を分離させ、民族文化を少数民族民族にゆだねることで、その安寧を図ろうとしたのである。

多数派民族の中にも少数民族民族の中にも非領域的(民族的)文化自治を民族問題解決の方策として推進する者が存在したが、そうした制度が国家や社会に対して持つ意味は、それぞれにとって異なるものであったことが指摘できるのである。

文化自治実現の共時的・通時的要因

で示したように、同じように文化自治の実現に尽力したとはいえ、多数派民族と少数民族民族では、その思惑は異なっていた。しかしそこに共通点がなかったわけではない。それが、19 世紀的自由主義の影響である。

両大戦間期は、その前の時代と断絶しているわけではない。イギリスの歴史家エリック・ホブズボームが指摘するように、むしろ、その 20 年間に 19 世紀的な社会が解体・変容したのである。

特に指摘すべきは、多数派民族の中でそれを推進する者にとっての文化自治は、自民族を守るためのものと言えは言いすぎであろうが(国際政治の観点からはそう言える)、少なくとも自民族に害をもたらしものではなかった。というのは、少数民族民族は強制的に多数派に同化させられる存在ではなく、個人の意思によってそれは可能であると考えられていたからである。集団的アイデンティティではなく、個人の意思に重きをおく考え方は 19 世紀の名残であった。だが同時に、自民族に対しては、民族に基づく集団的アイデンティティの強化を求めたのである。こうした、19 世紀的な考え方と 20 世紀的なそれ

との共存が、文化自治実現の背景にはあった。文化自治実現の政治的要因

で述べたことの繰り返しになるが、エストニアで文化自治が最も「成功」した背景には、一見逆説的に見えるが、同国国内政治におけるドイツ人の「弱さ」がある。この点は、多くの先行研究で指摘されている。少数民族民族が多数派民族の脅威にならないとされていたことが、文化自治の実現に資したというのである。

これに加えるならば、エストニアにおけるドイツ人勢力の分裂も指摘できる。エストニアという国家との関係のとり結び方について、ドイツ人はけっして一枚岩的ではなかった。

文化自治実現の社会・経済的構造要因

社会的要因としては、民族構成や歴史的な民族間関係が指摘できる。他方、経済的要因については、本研究の中では、それが文化自治実現に影響を及ぼしたと言える事実は確認できなかった。

地域内/間比較の理論化の可能性

バルト三国として一般にひとくくりにされることが多いとはいえ、エストニア・ラトヴィアとリトアニアでは、その辿ってきた歴史に違いがあることを看過することはできない。とはいえ、18 世紀からロシア帝国の下にあり、ロシア革命と第一次世界大戦を経て誕生した国家として、また、ドイツとソ連に挟まれ、国内に有力な少数民族民族を抱えているという点で共有する条件も少なくない。その三国で、文化自治のあり方が模索され、実現した制度に程度や様態の違いがあったがゆえに、文化自治を歴史的に位置づけると同時に、本研究において現代の民族問題への適用の可能性と限界を検討することが可能であった。

理論化という点でいま一つ視野に入れるべきは、リベラルと非リベラルの境界付けの困難さであろう。ルーマニア、ハンガリー、モルドヴァの国籍問題に詳しい中央ヨーロッパ大学のコンスタンティン・ヨルダッキが指摘するように、近年普及しつつある重国籍容認の動きは、西ヨーロッパではリベラルな考えに基づくものであるが、東ヨーロッパでは非リベラルな考えに基づいている。

近年のヨーロッパを見ても、民族主義的主張が、リベラルなのか非リベラルなのかにわかには判別しがたい例が少なくない。少数派が主張するからと言って、留保なしにリベラルな主張と見なすことはできない。その意味で、2000 年代に入って見直されつつあるヨーロッパの多文化主義は、テロリズムのグローバル化や大規模化した難民問題によってはじめて困難に直面したというよりは、その中に再検討すべき課題を胚胎していたのである。

両大戦間期のバルト三国で非領域的(民族的)文化自治が制度化され、またソ連においても民族的権利の保障が制度化されていた

ことは(たとえ法制度と実態に乖離があったとしても)1990年代から2000年代初めにかけて称揚された多文化主義が現在直面する諸課題を検討するうえで重要な参照対象となっているのである。

(2) 研究成果の公開

本研究の成果は、今後一定の準備期間を経て、研究分担者および研究協力者との共著の形で出版する予定である。

その前段として、2018年のロシア・東欧学会において、研究代表者が成果の報告を行う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

Nakai, Ryo, Attitudes toward visible migrants in the Baltic states: An empirical analysis with social survey data, *Journal of Law and Political Science (Kitakyushu Shiritsu Daigaku Hou-Sei Ronshu)*, 45, 3/4, 2018, 査読無

中井遼, 「バルト諸国におけるカーニングレード認識の際と変化: 報道内容分析による接近」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』1923、2017、2 16、査読無

Cianetti, Licia and Ryo Nakai, Critical trust in European institutions: The case of the Russian-speaking minorities in Estonia and Latvia, *Problems of Post-Communism*, 64, 276-290, 2017, 査読有, 国際共著

DOI:
<http://dx.doi.org/10.1080/10758216.2016.1237292>

Yasui, Kiyotaka and Ryo Nakai, An opportunity for backing down: Looking for an electrical connection to audience costs, *Japanese Journal of Political Sciences*, 17, 2, 2016, 168-189, 査読有

DOI:
<https://doi.org/10.1017/S1468109916000025>

[学会発表](計4件)

Nakai, Ryo, New phase of party politics in which 'west meet the east'? 2017 municipal elections in Estonia and Latvia, International Conference-West-European Politics in 2017, 2018, Waseda University, Tokyo, 国際学会

Nakai, Ryo, Attitudes toward non-European outsider migrants in the Baltic states: An empirical analysis with social survey data, The 12th Conference on Baltic Studies in Europe (AABS), 2017, 国際学会

Nakai, Ryo, Electorally strengthened national pride? International survey

research in Latvia, International Political Science Association, 24th World Congress of Political Science, 2016/7/24, Pozen, Poland, 国際学会

中井遼, 選挙戦、政治意識、民族性: ラトヴィア 2014 年国政選の DD 分析、日本選挙学会、2016 年 5 月 14 日、日本大学、東京

[図書](計10件)

小森宏美 「危機意識に支えられるエストニアの『ネオリベリズム』」仙石学編 『脱新自由主義? 新しい政治経済秩序の模索』京都大学学術出版会、2017 年、196 頁

小森宏美 「バルト三国の独立再考 ソ連解体への道程」宇山智彦編 『ロシア革命とソ連の世紀(5)越境する革命と民族』岩波書店、2017 年、336 頁

小森宏美 「エストニアとラトヴィアの社会統合 歴史教育による国民化と社会的包摂の行方」橋本伸也編 『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題 ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』ミネルヴァ書房、2017 年、336 頁

小森宏美 「エストニア史学史における一九〇五年革命 歴史家に見る社会的記憶化と忘却に関する一考察」井内敏夫編 『ロシア・東欧史における国家と国民の相貌』晃洋書房、2017 年、236 頁

小森宏美 「国民形成と歴史叙述 両大戦間期のエストニアを事例として」森原隆編 『ヨーロッパの政治文化史 統合・分裂・戦争』成文堂、2017 年、297 頁

小森宏美 編 『変動期ヨーロッパの社会以下教育』学文社、2016 年、124 頁

小森宏美 「『非・国民』 新たな選択肢、あるいはラトヴィアの特殊性について」村上勇介・帯谷知可編 『融解と再創造の世界秩序』青弓社、2016 年、212 頁

陳天璽、大西広之、小森宏美、佐々木てる 編著 『パスポート学』北海道大学出版会、2016 年、272 頁

中井遼 (第 10 章リトアニア・ラトヴィア) 岡部みどり編 『人の国際移動と EU 地域統合は「国境」をどのように変えるのか』法律文化社、2016 年、202 頁

小森宏美 「体制転換後のエストニアの福祉レジーム」新川敏光編 『福祉レジーム』ミネルヴァ書房、2015 年、237 頁

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小森 宏美 (KOMORI, Hiromi)
早稲田大学教育・総合科学学術院・教授
研究者番号：5 0 3 5 3 4 5 4

(2) 研究分担者

中井 遼 (NAKAI, Ryo)
北九州市立大学法学部・准教授
研究者番号：1 0 5 4 6 3 2 8

(3) 連携研究者

大中 真 (ONAKA, Makoto)
桜美林大学・人文学系・准教授
研究者番号：7 0 3 1 0 3 3 1

(4) 研究協力者

重松 尚 (SHIGEMATSU, Hisashi)

Andres KASEKAMP (アンドレス・カセカ
ンプ)